

## 第3回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成30年3月2日(金)

開会 午後3時20分

閉会 午後4時40分

2. 場 所 市民センター 一般教養室2

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 4番 松尾 梨香

13番 田代 三義

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	松林 豊
農地係	犬塚 貴博		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第11号	農地法第5条の申請について	( 3件)
議案 第12号	農地法第4条の申請について	( 2件)
議案 第13号	農地法第3条の申請について	( 9件)
議案 第14号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 16件) (農地中間管理事業 1件)	
議案 第15号	農用地利用配分計画の承認について	( 2件)
議案 第16号	平成29年度第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	(28件)

8. 報告事項

報告 第7号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 2件)
--------	---------------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																		
議長	<p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。 本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、4番 松尾委員、13番 田代委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="359 828 1428 1388"> <tr> <td>議案第11号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第12号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第13号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第14号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td>利用権設定 通年 16件 農地中間管理事業 1件</td> </tr> <tr> <td>議案第15号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第16号</td> <td>平成29年度第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について</td> <td>28件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について 2件</p> <p>となっております。</p>	議案第11号	農地法第5条の申請について	3件	議案第12号	農地法第4条の申請について	2件	議案第13号	農地法第3条の申請について	9件	議案第14号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 16件 農地中間管理事業 1件	議案第15号	農用地利用配分計画の承認について	2件	議案第16号	平成29年度第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	28件
議案第11号	農地法第5条の申請について	3件																	
議案第12号	農地法第4条の申請について	2件																	
議案第13号	農地法第3条の申請について	9件																	
議案第14号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について	利用権設定 通年 16件 農地中間管理事業 1件																	
議案第15号	農用地利用配分計画の承認について	2件																	
議案第16号	平成29年度第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	28件																	
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第11号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																		

事務局	<p>議案第11号 農地法第5条の申請について御説明します。 議案の1ページ、9番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町浦川内地区です。 譲受人が、自宅への進入路を設置するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、10番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町浦地区です。 譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し</p>
-----	--

事務局	<p>ます。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、11番になります。</p> <p>図面は、案内図が9ページ、字図が10ページ、土地利用計画図が11ページになります。</p> <p>申請地は、東山代町日南郷地区です。</p> <p>譲受人が、太陽光発電施設を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第11号 農地法第5条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条9番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>図面にありますように、宅地への進入路です。道路より高い住宅がございます。今は下から曲りながら住宅に上っておいりましたけれども、下の小さい三角形の土地を通過して真っ直ぐ住宅に上りたいとのことで、進入路にしたいと申し出がっております。水路の付け替えの申請など手続きにも問題なく、周りの方の同意もありました。別に問題もないだろうということで押印をいたしました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>

議長	<p>9番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>1月25日に申請者が私の所に見えまして、住宅を建設したいということで申し出がっております。申請者が土地を購入されて、駐車場を含めた住宅を建てるための申請です。案内図が5ページ6ページにあります。周辺を見ても側溝がぐるっとありますので排水については問題ないと判断しました。隣接地の方はどうかと申しますと、隣接地も申請者の土地ですから、問題はないと思います。区長さん等の印鑑がおされておりましたので、私も押印いたしました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、11番について担当委員から説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>場所は日南郷です。太陽光発電パネルを付けたいということで見られました。現地で案内と説明をしていただきました。一部、山林もありますが殆どが雑木林となるところでございます。この申請地の左の下に民家がございますけれども、そこの方も承諾をしておられました。問題ないと思い、私も承諾をいたしました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>11番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第11号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p>

議長	<p>続きますして、議案第12号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号 農地法第4条の申請2件について御説明します。議案の2ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページになります。</p> <p>申請地は、大川町東田代地区です。</p> <p>申請人が植林するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きますして、議案の2ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図が14ページ、字図が15ページ、土地利用計画図が16ページになります。</p> <p>申請地は、木須西地区です。</p> <p>申請人が、自宅への進入路及び庭を建設するための申請です。</p> <p>既に進入路及び庭として利用されていたことについて、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p>

事務局	<p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第12号 農地法第4条の申請は以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条5番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
13番委員	<p>申請地は、井手口ダムから八幡岳の方に上って行って八幡岳の中腹くらいの所の東田代という地区です。申請地は棚田です。下の農地にもクヌギを現在植えてあります。隣接地の方の承諾も受けておられます。他に迷惑をかけるような所ではございませんでしたので、区長さん、生産組合長さんの署名捺印もありましたので、私も署名しております。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
12番委員	<p>申請者の代理人の方から、進入路の為に農地転用の申請がありました。私も現場を確認に行きました。今は既に進入路として使っており、宅地の一部となっております。区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので、私も現場確認をして印鑑を打たせていただきました。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p>

議長	<p>無いようですので、議案第12号 農地法第4条の申請2件について承認を戴ましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第13号 農地法第3条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第13号 農地法第3条の申請について説明します。</p> <p>議案は3ページから11ページになります。</p> <p>まず、17番から24番の個人間の所有権移転について説明します。3ページから6ページにかけて、申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>次に、25番について説明します。6ページから11ページになります。</p> <p>申請事由を掲げております。またお手元には参考資料を配布しておりますので、こちらに沿ってご説明いたします。</p> <p>ご質問につきましては、最後にまとめてお伺いいたします。</p> <p>参考資料の1ページ目左側をご覧ください。</p> <p>申請内容としましては、2月に解散が決まった〇〇〇〇の所有する農地の全てを、〇〇市の〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇〇〇〇〇〇」と記載）がキウイの大規模栽培を行うため取得をする申請です。</p> <p>今回農地の譲受人となっている〇〇〇〇〇〇〇〇についてご説明いたします。平成29年7月に設立された法人であり、代表取締役は〇〇〇〇様、現住所は〇〇市〇〇〇町です。設立の経緯とし</p>





事務局	<p>で十分行えるとのことでした。また、そのため梨に関しても6名で行える最低限の面積ということで2haに減らし栽培を行っていくため、この要件については満たしていると判断しております。</p> <p>続きまして、②下限面積要件についてです。こちらは、取得後の経営農地面積が50a以上である必要という要件ですが、今回申請地の面積は37haのため満たしています。</p> <p>続いて③地域との調和要件についてです。周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるかの判断です。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇は農地を取得後、キウイを主に栽培をしていくこととなりますが、梨に比べキウイ栽培は消毒量の少ないことから周辺への作物、樹木への農薬の影響は少ないとみられますが、飛散などに関しては、十分に気を付けて行うとのことでした。</p> <p>また、〇〇〇〇で〇〇〇、〇〇〇、〇〇の区長への説明を行いまして、今後の総会等で〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇両社がそろい説明を行う予定とされております。</p> <p>〇〇〇〇が今まで行ってきた水管理などに関しても、周辺の農地を耕作をしております〇〇〇〇と協議をした上で、大方そのままの内容で契約書を交わし、〇〇〇〇〇〇〇〇が引き継いでいく予定とのことでした。その他に関しても、〇〇〇〇と地元での取り決めについては〇〇〇〇との確認を行い、改めて相手先と契約書を交わす予定としております。</p>
-----	--

事務局	<p>続きますして、④農地所有適格法人要件についてのご説明です。これは、農地の取得を行う場合、その法人が農地所有適格法人である必要がありますその判断を行います。</p> <p>それでは、参考資料2 ページ目左側をご覧ください。また、合わせてお配りしています、「農地所有適格法人の要件」をご覧ください。</p> <p>参考資料2 ページ目のア)法人形態要件、イ) 事業要件、ウ) 議決権要件、エ)役員要件となっています。また、「農地所有適格法人の要件」も同じようにア～エとなっていますので、一緒にご覧ください。このア～エの要件をこれから確認しまして、全て満たしていれば農地所有適格法人の要件を満たすことになります。</p> <p>まず、ア) 法人形態要件をご覧ください。こちらは〇〇〇〇〇〇〇〇の形態が公開会社ではない株式会社、または農事組合法人等であれば、ア) 法人形態要件を満たすことができます。公開会社ではないとは株式の譲渡制限があることを指します。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇は、株式の譲渡制限のある株式会社の為、ア) 法人形態要件を満たします。</p> <p>続きますして、イ) 事業要件をご覧ください。こちらは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の主たる事業が農業であり、その判断として農業関係の売上が事業全体の売上高の過半である必要があります。補足ですが、ここでの農業とは、農産物の生産に加え、加工、販売等、関連事業を含みます。また、売上高の過半が農業関係であるという確認は通常、過去3年間の農業の売上を見て判断を行います。</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇の事業としましては、キウイ、梨の栽培に加え、出荷・販売、観光農園など農業関連事業が全てであり、農業関係以外の事業はありません。</p> <p>また、売上高の確認ですが先ほどもお伝えしましたが、〇〇〇〇</p>
-----	---



事務局	<p>いても、60日以上従事するというので、〇〇〇〇〇〇〇〇の役員の過半が〇〇〇〇〇〇〇〇の行う農業に常時従事し、農作業も60日以上従事するため、エ) 役員要件を満たします。</p> <p>以上ア～エまでの要件を確認しましたが、全て要件を満たしているため④農地所有適格法人の要件を満たします。</p> <p>以上で、農地取得に係る要件①～④の確認でした。25番の説明をこれで終わらせていただきます。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請について、議案3ページから11ページの17番から25番を見ていただき、特に25番については、みなさん聞きたいこともあるでしょうから御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p>
14番委員	<p>参考資料の2枚目、売上高が1年目、2年目、3年目とありますが、キウイを植えて3年間は幼木でお金にならないのはわかりますが、それ以降の35町の売上見込はどれくらいですか。</p> <p>また、作業員は地元採用とは思いますが、どれ位採用されるのか。それと〇〇〇〇は地主が多くいると思うが、今は〇〇〇〇だけの名義ですか。</p>
事務局	<p>まず1点目のキウイの売上予定ですが、1年目～3年目については〇円で事業計画を受けてます。これはあくまで売上高ですが、4年目でキウイを〇〇円、5年目で〇〇〇〇〇円、6年目で〇〇〇〇〇円、7年目からは〇〇〇〇〇円を予定されております。</p> <p>2点目の採用予定ですが、今のところ3年間は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇代表取締役と、〇〇〇から移籍される5名の合わせて6名でキウイの幼木の時代はやっていく。それに併せて梨の2haもしていくということになっております。将来的には、4年目以降か</p>



事務局	す。 また〇〇〇〇との隣接部については、梨とキウイが接することになってしまうので消毒等については十分注意してくださいとっております。
議長	他に御意見、御質問がありましたら、お願いします。
3番委員	〇〇〇〇円という売り上げは、今でもその売り上げがあるのですか。
事務局	現在の売り上げですけども、〇〇〇〇は37町農地を保有され梨を作られてますけど、全ての農地で作っているわけではなくて、37町の内、荒廃農地、耕作放棄地もあります。平成29年の決算状況で言いますと売上高が〇〇〇〇〇円あります。ただ売上利益としますと〇〇〇〇円程度になります。この37町の内、梨を2町に縮小して観光農園として維持をする。あるいは、市のふるさと納税の返礼品に出していただくということですので、〇〇〇〇円程度にしかならないだろうということではあります。
議長	他に御意見、御質問がありましたら、お願いします。
10番委員	〇〇〇〇が頑張っておられたのに何故、土地を売られるという判断に至ったのか。それと一番心配したのが〇〇〇〇〇〇〇〇が精算が取れないからといって放棄されるのが心配です。
事務局	〇〇〇〇が今回、解散をされるという理由ですけど、梨の売上として平均で〇〇〇〇〇円程度あるんですけども、梨の売上利益として先程、平成29年は〇〇〇〇円ありますと言いましたけども、平成29年は豊作だった為これだけあるんですけど、過去5年間程度見ると、売上利益で各年で〇〇〇〇〇万円です。繰越剰余金ですけれども、トータルで〇〇〇〇〇〇〇〇円程度あります。それを維持しながら事業継続をされていましたが、2月15日に資金ショートをおこすだろうという話になって、これ以上の





事務局	うことで、親を受け継いだ形でキウイに取り組まれている方です。
議長	他に御意見、御質問がありましたら、お願いします。
2番委員	〇〇〇〇の耕作放棄地にもキウイを植えるのですか。
事務局	<p>解散となる前から耕作放棄地を〇〇〇〇〇〇〇〇が買うということで話が進められていたようで、面積は6～10haの耕作放棄地を買うと進められていたのですが、〇〇〇〇が資金ショートした段階で全部買うと変わったようです。〇〇〇〇〇〇〇〇としては耕作放棄地から土づくりをしていくようです。今、梨が終わっている所については、基本的に残す所以外、3月中に一旦枝を落とします。枝を落としてしまわないと、他の梨に病気が移ってはいけないということなので、まずそこまでされます。耕作放棄地もキウイを植えるということで、随時される予定です。</p> <p>耕作放棄地は、手が足りずに木が植えてないというより、病気とか土壌条件が悪いなどで、荒れている所はたくさんあります。それを多分、2番委員が言われていると思いますが、そういう所にもキウイを植えて今後経営をしていくという計画で、説明はあっております。土壌条件とか日当たりとかで全然違うので大丈夫ですかと話をしていますけれど、計画では全部キウイということで答えをいただいております。</p>
議長	他に御意見、御質問がありましたら、お願いします。
事務局	何でもいいですので、ちょっと大きい案件ですので少しでも疑問に思ったことがあれば、言っていただいた方がいいです。
13番委員	<p>何の品種を植えられますか。</p> <p>大川野も昔、〇〇〇と契約してキウイを植えたけど、ほとんど病気で枯れてしまったので、日本の品種を植えたらわからないですけど、ニュージーランドの品種は何でしたか。</p>

事務局	<p>ゴールドキウイで、病気はかいよう病だったと思います。</p> <p>今回は、ゼスプリを植える予定です。農協が補助対象をされているものを植えて、いずれはそちらにもという話ですけど、今のところは、ゼスプリを植えられる予定です。</p> <p>ただ1品種ではないと思います。ニュージーランド系ですから。</p>
4番委員	<p>この内容は、ほかの人から尋ねられた場合、どこまで話事が出来ますか。</p>
事務局	<p>正確な情報を話すのはいいです。〇〇〇〇が解散する。〇〇〇〇〇〇〇が後を引継いで農地を取得される。観光農園は継続する予定は良いかと思います。</p> <p>ただ、法人の経営状況などの情報は控えてください。</p>
10番委員	<p>キウイは棚をはったりしないといけませんが、肥料とかの補助金はありますか。</p>
事務局	<p>棚だけでなく、苗木等を含めて法人として要求があれば、市が予算内で対応されると思います。すでに苗木については国庫事業でと農協と協議をされています。</p>
議長	<p>他に、25番に関わらず、確認をしていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>＜なし＞</p> <p>それでは、他に御意見が無いようですので、議案第13号 農地法第3条の申請9件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御説明します。議案の12ページ、13ページに明細書を掲げておりますのでそちらを</p>

事務局	<p>御覧ください。</p> <p>今回は借受人が12名、貸付人が15名で、面積は、田が40,360㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を14～22ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上16件です。</p>
議長	<p>議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
14番委員	<p>利用権設定の松島地区の41番で、〇〇〇〇さんがいらっしゃいますが、この間、白野に別の件で農地中間管理事業を出された方ですか。</p>
事務局	<p>はい。同一の方です。</p>
14番委員	<p>農地中間管理事業に入っておられるなら、利用権設定はどうなるんですか。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業に貸し付けの希望を出されてるのではなくて、その前の段階でこういう農地を貸したいという、意向申出です。農地が大坪と木須に2筆ありました。今回は木須で借り手が見つかりまして、農地中間管理事業ではなく利用権でしたいという意向がありましたので、利用権設定での貸借をしています。</p>
12番委員	<p>私の担当地区ですので説明をします。地域の農地利用最適化推進委員と相談もしました。</p> <p>借り主が印鑑をもらいに来られました。いままで田んぼとして借りていたが、草払いとか管理が大変で水があまり来ないので、いろいろ考えて埋め立てをして大豆と麦を耕作したいとのことでした。</p> <p>現地を確認のうえ印鑑を押ししました。</p>

議長	<p>他に御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年16件については申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の中間管理事業1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件について御説明いたします。</p> <p>議案は23ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を24ページに掲げております。農業公社への利用権設定、貸付となっております。面積は、2筆で田2,505㎡となっております。期間は10年です。</p> <p>農地中間管理事業については、以上1件です。</p>
議長	<p>議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第14号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の農地中間管理事業1件については、申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第15号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p>

事務局	<p>議案は 25 ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第 19 条第 3 項の規定により、伊万里市長から意見を求められたていますので、この案を提出しております。先程、農業公社へ利用権設定を行った 2 筆を借受者 2 名が借り受けることとなっております。詳細は、26 ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上 2 件です。</p>
議長	<p>議案第 15 号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 15 号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>続きまして、議案第 16 号 平成 29 年度第 3 回農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 16 号 平成 29 年度第 3 回農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、御説明をいたします。</p> <p>議案は、27 ページの非農地通知一覧表になります。</p> <p>昨年 8 月から 9 月にかけて実施しました利用状況調査において、農業委員、農地利用最適化推進委員に現地を見ていただき、荒廃していて農地として復元することが困難と確認された農地が 1,621 筆、944,942 m<sup>2</sup>ありました。</p> <p>そのうち、利用状況調査前に、農地所有者より、非農地にしてほしい旨の申請をされていた農地の 28 筆、20,004 m<sup>2</sup>を今回、非農地として、議案にあげさせていただいております。</p>

事務局	<p>この議案につきましては、農業委員会の承認を受けた後、非農地通知書を発出する流れとなります。</p> <p>残りの非農地と判断された農地につきましては、今後、事前通知書を送付し、予定では、6月の農業委員会の承認後に、非農地通知書を発出することとしています。</p> <p>議案第16号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、27ページの非農地通知一覧表、28筆、20,004㎡になります。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第16号 平成29年度第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はありませんか。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問がありましたら、お願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第16号 平成29年度第3回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については議案のとおり決定し、非農地通知書を発出します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は28ページを御覧ください。</p> <p>6番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は、他の方へ貸借をされるため、今回利用権設定を上程し</p>

事務局	<p>ております。</p> <p>7番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は、贈与の予定があり、今回3条申請を上程しております。</p> <p>報告第7号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第7号 農地法第18条第6項通知の受理2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第2回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt;議事終了&gt;&gt;&gt;</p>